

令和 8 年度 国の施策 及び予算に関する要望書

＜こども家庭庁＞

令和 7 年 8 月

特 別 区 長 会

令和 7 年 8 月

内閣府特命担当大臣（こども政策） 殿

特別区長会会長

吉 住 健 一

令和 8 年度国の施策及び予算に関する要望について

平素から、特別区政の運営に対して、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

特別区は首都東京の行政を担う基礎自治体として、住民の期待に的確に対応すべく、様々な分野で積極的な取組を進めているところです。

しかしながら、都市の住民にとって喫緊の課題である、子育て支援策の充実や児童相談所設置の促進等を図るためには、なお多くの面で制度の改善や財政措置の充実強化が必要です。

つきましては、国における令和 8 年度予算の編成にあたり、特別区の事情を十分ご賢察のうえ、次の要望を実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

<要望事項>

	頁
1 子育て支援策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 児童相談所設置の促進・・・・・・・・・・・・・・	3
3 障害者施策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

1 子育て支援策の充実

都市部においては、女性の社会進出や様々な雇用形態に対応するための長時間保育や病児・病後児保育、学童保育等の多様な保育サービスの需要が増大化しており、待機児童の解消を含む保育サービスの十分な供給は、依然として困難な状況にある。

こうしたなか、地価や賃料の高い特別区では、保育所や学童クラブ等の施設の整備に係る財政負担が大きく、民間事業者にとっても参入が困難な状態にある。

地域の実情に合った子育て支援策をより一層充実させる必要があるため、次の方策を講じること。

(1) 保育環境の充実に向けた支援の拡充

- ① 子ども・子育て支援法に基づく「子どものための教育・保育給付交付金」による処遇改善等加算や配置改善加算等を継続すること。

また、物価・賃金の上昇下においても、安心・安全で質の高い教育・保育サービスの提供を継続できるよう、公定価格の適切な単価の引上げ等を行うこと。

- ② 保育所における保育の質の向上や安全性の確保、保育所機能や専門性を地域の子育て支援の活用に資する人材の安定的確保・定着のために、「保育対策総合支援事業費補助金」を活用した「保育士宿舎借り上げ支援事業」を継続し、施設の所在地に住む場合は補助を加算するなど、制度の充実を図ること。

また、幼稚園職員も補助対象に加えること。

- ③ 「こども誰でも通園制度」の実施が、保育士不足の深刻化を招かないよう、国の責任において、保育士の処遇改善、保育士

確保等の支援措置を行うこと。

(2) 学童クラブ等への整備の促進及び財政支援

学童クラブの需要増を踏まえ、学童クラブ事業への参入促進及び継続的な運営支援のため、施設整備費及び運営費の助成を大幅に拡充すること。

また、放課後子ども教室についても、学童クラブ運営における補助と同等の実現実行性の確保に向けて、必要とされる単価の増額や処遇改善を行うこと。

(3) 医療的ケア児保育支援事業への補助の拡充

保育園等において医療的ケア児を受け入れるにあたり、特に、医療的ケアを実施する看護師等の確保が困難である状況を踏まえ、看護師等の配置に係る経費の補助について大幅な見直しを行うとともに、安全な保育の確保と負担軽減のため、施設に対する補助の充実や支援策の拡充を行うこと。

2 児童相談所設置の促進

平成28年6月に公布された、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、特別区も、政令による指定を受けて児童相談所の設置が可能となり、令和7年4月時点で10区が児童相談所を開設したところである。

今後も、準備が整った特別区から順次、児童相談所の開設を予定していることから、国は、特別区における児童相談所の設置・運営が円滑に行えるよう、次の方策を講じること。

(1) 児童相談所設置・運営に係る財政措置

特別区が迅速に児童相談所を設置し、円滑に運営していくためには、国による財政支援の充実・強化が必要不可欠である。

その多くが地方交付税措置とされている、児童相談所の整備・運営費等について、国庫補助の対象とすること。

(2) 児童福祉司や児童心理司等の確保・育成に係る支援及び財政措置

多種多様な相談対応や、措置等の権限行使を含む相談援助活動の実施など、児童虐待に係る対応は高度に専門的対応が求められるため、職員の確保・育成は重要な課題である。

このため、児童福祉司等の処遇改善に係る経費や、法定の人員配置基準を超えた児童福祉司及び児童心理司の配置に係る経費を国庫補助の対象にするなど、国として、十分な職員体制を確保するための必要な支援を行うこと。

3 障害者施策の充実

障害者施策の充実のため、地域の実情に応じた財政措置等が行われるよう、次の方策を講じること。

(1) 障害福祉サービス事業（自立支援給付や地域生活支援事業等）の充実と地域の実情に即した財政支援の拡充

障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」等の障害者支援に対する国の財源を確保し、基準額を上回る場合や包括補助のため生じている特別区の超過負担が増加しないよう、特別区の事業執行額に見合った負担や補助等を行うこと。

(2) 福祉基盤整備に対する財政支援の拡充

重度障害者向けグループホーム等の用地取得費について、都市部の実情を十分踏まえ、補助対象とすること。

また、施設整備（新規及び拡張整備）については「社会福祉施設整備費補助金」等の財源確保及び基準額の拡大を行うこと。

加えて、国有地を活用した施設整備を行う際は、介護施設と同様に賃料を10年間5割減額される措置を講じること。

(3) 福祉人材の確保、育成及び処遇改善のための財源の確保

障害福祉サービス事業所等が安定的に事業を運営し、利用者ニーズに即したサービスを提供できるよう、報酬を引上げること。

また、障害福祉サービス等職員の処遇改善に資する、基本報酬の引上げをすること。

障害福祉サービスの利用に係る相談支援事業の推進を図るた

め、相談支援専門員が専従職員としてサービス等利用計画の作成業務に従事できるよう、報酬額を増額するなど、福祉人材の処遇に係る財源を確保すること。

(4) トワイライト事業等の制度見直し及び支援の拡充

- ① 放課後等デイサービスが、障害児の家族が働き続けるための夕方支援に積極的に取り組み、学童クラブと同様の機能を果たせるよう、各種加算の増額等サービス報酬を見直すなど制度の拡充を行うこと。
- ② 高校卒業後の障害者の家族が、仕事と介護を両立していけるよう、既存の障害福祉サービス事業所等が、障害者を対象とした夕方の居場所事業を実施可能とする制度を構築すること。その際、事業所家賃や利用者数に応じた職員配置、強度行動障害や医療的ケアを含む重度障害への対応なども考慮すること。

